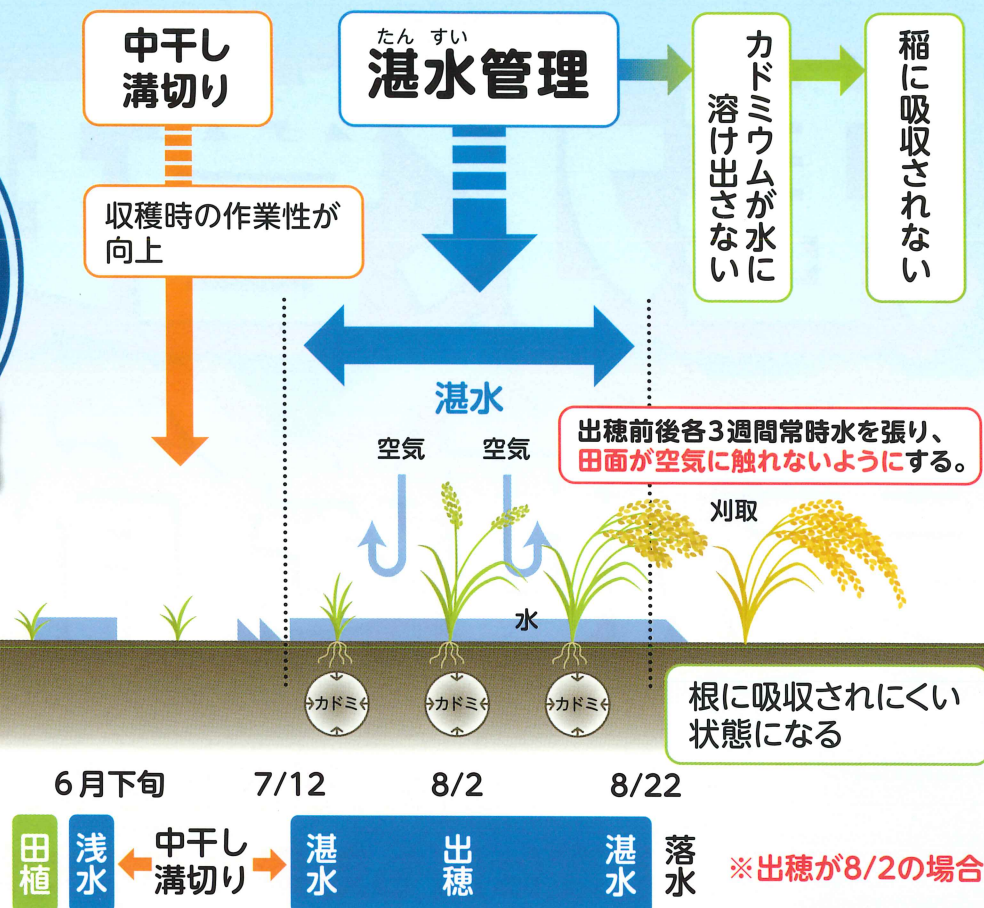


湛水管理の 実施を徹底!

カドミウムを稲に吸収させないために、
湛水管理は最も効果のある対策です。

「あきたこまちR」以外の品種では、
7月中旬～8月下旬は湛水管理を必ず実施しましょう。

- カドミウム濃度が0.4ppmを超えるお米を流通させると食品衛生法違反となります。
- 「あきたこまちR」以外のお米を、JA・主食集荷商業協同組合加入業者以外の業者や消費者へ直接販売している方は、ご自身の責任で確実に玄米のカドミウム濃度を分析し、安全な米を販売してください。
- J-クレジットの中干し延長に取り組む場合は、カドミウム汚染米発生防止のため、「あきたこまちR」を作付けしてください。



あきたこまちR
以外の

湛水管理のポイント

- 6月下旬から「中干し」を開始！ その際、強い中干しは避ける！
- ぬかりやすく、水はけが悪い水田では、中干しの際に「溝切り」を実施する！
- 「出穂前後各3週間」は常時水を張り、田面を空気に触れさせない！ 完全落水は遅めにする！

※「あきたこまちR」は湛水管理が不要のため、通常の水管理を行います。

～汚染米が発生すると～

基準値を超えた米は、**湛水管理の実施を条件**として、県が買入・処分を行います。
ただし、同一生産者において、汚染米が連続発生した場合、**県の買入価格が減額**となります。

- ◎2年連続発生……………通常買入価格の1／2の価格
◎3年以上連続発生………通常買入価格の1／3の価格

(例) 通常買入価格が、6,000円/30kgの場合

2年連続発生 ……	3,000円/30kg
3年連続発生 ……	2,000円/30kg